

令和5年度税制改正（消費税その他）の主な内容

(1) 消費税

適格請求書等保存方式に係る見直し

1. 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の2割とすることができる。

上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については適用しない。

② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する。

③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受けようとする旨の届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められる。

2. 一定の中小事業者の1万円未満の取引に係る事務負担軽減

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの国内において行う課税仕入れについて、支払対価の額が1万円未満である場合は、帳簿のみの保存による仕入税額控除が認められる。

3. 売上げ返還があった場合のインボイス交付義務の見直し

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その返還インボイス（適格返還請求書）の交付義務を免除する。

適用時期は令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う返還等について適用する。

4. 適格請求書発行事業者登録制度の見直し

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならない。

令和5年10月1日以後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、申請書に提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載する。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が令和5年3月31日以後に提出する登録申請書に困難な事情を記載しなくてもよい。

(2) 納税環境整備

電子帳簿等保存制度の見直し

- 1.電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し
次の場合は検索要件のすべてが不要となります。
イ) 判定期間における売上高が5,000万円以下(現行:1,000万円以下)の場合
ロ) 電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができる場合
- 2.電磁的記録の保存要件として、保存できなかったことについて相当の理由があり、電磁的記録のダウンロード及び出力書面の提示に応じることができる場合は要件が充足される。
- 3.優良電子帳簿の範囲うち一定の補助帳簿が限定された。
- 4.スキャナ保存の見直し
イ) 解像度、大きさの情報の保存の廃止
ロ) 入力者の情報の確認要件の廃止など
- 5.上記の改正は令和6年1月1日以後に行うについて適用する。

無申告加算税の割合を引上げ

- 1.納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる
現行:納付すべき税額が50万円までは15%、50万円を超える部分は20%
- 2.調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知する前にされた期限後申告又は修正申告については、300万円を超える部分の無申告加算税の割合を25%に引き上げる。
現行:納付すべき税額が50万円までは10%、50万円を超える部分は15%
- 3.上記の改正は令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税から適用する。
地方税の加算金も同様に見直し。

(4) 検討事項

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。